令和８年度第２回特別小委員会

議事録

開催日時 開催場所	令和８年９月２日（水） 和歌山労働総合庁舎６階	１０時００分から １０時５０分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数３名 定数３名 定数３名	出席３名 出席２名 出席３名

事務局（岡本）

皆様お揃いですので始めたいと思います。本日はお忙しいところ御出席いただきありがとうございます。ただいまから、第２回特別小委員会を開催します。

本日は、北道委員が欠席されておりますが定足数を満たしており、会議が成立していることを報告いたします。

また、本小委員会は原則公開となっており、８月２７日に傍聴の公示を行いましたが、傍聴希望者はございませんでした。

それでは、以後の議事進行につきまして、岡田委員長にお願いしたいと思います。岡田委員長、よろしくお願いいたします。

岡田委員長

おはようございます。皆様、今日の審議もどうぞよろしくお願いいたします。

では、議題（１）の（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の決定の必要性の有無について審議に入ります。

第１回小委員会では、労使から意見を伺い、その後、公労公使の二者間協議も行いましたが意見は一致せず、さらに審議を深めるということで次回に持ち越して継続して審議を行うこととなりました。

労働者側からは、食料品を扱うスーパーなどは県民にとって身近で重要な産業であるということ、資料の提示もありましたが隣接県と同業種の賃金額には地賃を上回る格差があり、その解消が重要であるといった意見が述べられました。

使用者側からは、過去の小売業に関する新設の経緯を確認され、そのうえでコンビニやドラッグストアでも食料品を扱っているが、今回の３つの業種を対象にした根拠が明確とは言えないといった意見が述べられました。

本日は２回目の審議ということになりますが、前回の二者間協議を踏まえながらさらに御意見を伺いたいというふうに思います。

まずは各側から御意見を伺っていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

岡田委員長

では、労働者側からお願いします。

芝池委員

はい、よろしくお願いします。今、岡田委員長の方から御説明があったように、前回労側から主たる説明をさせていただきました。その中で使側の方から１点、今回、百貨店、総合スーパー、食料品スーパーマーケットと業種を選んでいるけれども、コンビニやドラッグストアでも食料品を扱っているではないかということがございました。

コンビニやドラッグストアも食品を扱っていますが、いわゆる生鮮食品は扱っていません。百貨店、総合スーパー、食料品スーパーマーケットの３業種に絞っているのは、要はコンビニ、ドラッグストアだけでは我々の生活の食の部分を満たすことができない業種であり、一部を担うという形だと思うのです。

ところが百貨店、総合スーパー、食料品スーパーマーケットであればそこに行けば日々の我々の生活の食の部分は満たされるので、そういう意味で生活に欠かせない産業、業種であるということで、この３業種に絞り込んでいるということでございます。

生活を支える産業という部分では他にもあるのではないかということでしたが、それを言い出せばキリがないほど色んな産業において生活に関わる産業があると思います。その中でもやはり、先ずは優先順位を付けて取り組んでいくのが我々の目的でございます。

もう一点は、かつて各種商品小売業とか、百貨店、ＧＭＳといわゆる総合スーパーというような業種があって、かつては各県でこういった特定最賃がございました。今現在は各種商品小売りとかは、ほぼ埋没している状態でございます。

実際、その流通産業の中で生き残っている特定最賃は極めて少なくなってきておりまして、それは御承知のとおりかと思います。ＵＡゼンセンとしましては、その中でやはりこの流通業に携わる労働者が非常に多く、そしてどこの県でもどこの地域でもこの流通業というのが関わっている産業だという中で、改めてこの埋没しているところを復活させるのか、あるいは新しい形でこの流通産業の中に特定最低賃金を作っていくのかというところで、今取り組んでいるわけでございます。

１点資料をお配りください。

（労働者側提出の非公開資料を公益、使用者側委員に配付する。）

芝池委員

お配りいただいた資料ですが、これは過去になかった今年度の新たな取組でございまして、本当は全国的に取り組みたいところではあったのですが、色んな協約ケースがありますので、ＵＡゼンセンとしまして、色んな部分を鑑みて、中国、四国、九州エリア、特に総合スーパーの業種に絞って新設での意向表明を出しました。

まだ申出の時期を見計らっているところでございまして、申出はされていないと伺っているのですが、こういう新たな取組を始めているということが今年の一点で、その他の県でも流通に関わる新設の取組を独自で取り組ませていただいており、この流通産業の中で特定最低賃金がなくなりつつありますが、かねてから

主張しているように、生活に関わる産業ということでいえば産業を維持発展させるという観点で十分な根拠があるのではないかと思っております。

それともう一点は、我々が主張している百貨店、総合スーパー、食料品スーパーマーケットにおきまして、和歌山県内ではほぼ地元の資本が入っている企業が主たるところになっています。ですので地元の企業を発展させるという意味でも、この和歌山にとっては大きな点があると思っています。

他県だと大阪も奈良もそうですが、県外資本が結構入っていますが、この広い和歌山県内では、イオンさんの２店舗くらいしかないんです。例えばオークワさん、松源さん、エバグリーンさん、ヒダカヤさんなど地場の資本が入っている産業というふうに見れば、この３業種というのは極めて高い業績を示しているところでございますので、産業を守り発展させるためには何としても安定した人材の確保が不可欠であろうと思いますので、その点も含めまして御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

岡田委員長

はい、ありがとうございます。では使用者側お願いします。

児玉委員

早速質問ですけど、今、お配りいただいたＧＭＳですか、各地域エリアということは各都道府県ではなく広域な取組ですか。

芝池委員

そうですね、はい。

児玉委員

これは新設の申出をされたということですか。

芝池委員

はい、申出をしています。

児玉委員

今現在その審議で採択するか、しないかという状況にあるということですか。

事務局（岡本）

意向表明をされたのでは。

芝池委員

はい、意向表明をして、申出は今現在時期を見計らっているという状況です。

児玉委員

それは今年の議論になるわけですか。

事務局（岡本）

当局もそうですが、３月頃に申出の意向をいただいて、その後、実際に申出するかは、申出の要件を満たすかどうかということもありますので、そこは今おっしゃったように申出が出ているところもあれば、出ていないところもあるという状況になってきます。

芝池委員

新設に関しましては、各都道府県、単県でそれぞれ新設の意向表明をして、申出をしている県が複数県ありますが、別途、エリアで労働協約ケースとして協約を集めて条件を満たしているエリアで取り組むという新たな取組でございまして、意向表明は出していますが申出につきましては、時期と条件を見据えながら今、本部の方で検討しているという段階でございます。

ただ御理解いただきたいのは、このように流通業におきましても広域な取組を展開してきているということでございます。

児玉委員

はい、ちょっと気になったのが、全国の中で特定最低賃金が本県のように埋没しているところもあれば、審議に出てくるところもあるというのは、この産業の中で何か新たな動きなどがあったり、検討に値するところがあったりするのかと思わないでもないのですが、ただ全体の流れからすると、なぜ今このタイミングでそういった動きが出てきているのかとちょっと関心をもったもので聞いてみました。

それで色々説明をいただきまして、いちいち反論するのもあれですが、前回も申しましたこれまでの過去の経緯の中で、新たな取組をすることになった本県県内における新たな事情が、今年になって何かあったのですかというところです。こういう要素が新たに加わったので検討に値するのではないかという話ではないように思います。

生活に欠かせないというお話については、ここ数年議論がされて一定理解するところですが、それを言えば言うほど、他にも生活に欠かせない分野があるのではないかと。前回は、ドラッグストア、コンビニというお話を申しましたが、これはコロナの時にも出ましたが、エッセンシャルワーカーということで流通業であれば運送部分も本当に欠かせないところです。

それに優先順位を付けてとおっしゃいますが、それは労側の方の取り組みやすいところから優先順位を付けているだけであって、必要性の優先順位ではないのではないかということです。生鮮食品を扱っているというお話もありましたが、ドラッグストアも最近は生鮮食品を扱うようになってきましたし、コンビニも色々取り揃えて、まさに生活に欠かせないという意味ではコンビニエンスストアも我々の生活になくてはならないというような理解をしているところであります。

また地元資本というお話がありましたが、我々も地域経済の活性化という意味では地元資本の皆さんにはしっかり頑張っていただきたいという思いはありますが、その話と特定最低賃金のお話とは、ちょっと議論の土俵が違うような気がいたしますので、それをもっての説明には当たらないのかなというところであります。

いずれにしましても過去からの経緯であったり、優先順位であったり、どこまで職種を広げて最終形とするのかという話もありますが、消費者である県民の皆さんにとって、特定最賃が必要であるという範囲について、いくら聞いても分かりにくさがあると思います。

範囲について思い出すのは、以前、百貨店, 総合スーパーについての議論の中で、オークワさんの中の店舗によって最賃額が違うのは分かりにくいというのがあったと思います。それが今は埋没して議論に挙がらないわけですが、今回またこういう形で範囲を決めたときに、どの範囲が特賃で、どの範囲が地賃だと、そういった範囲を明確に示しにくい分野を今、敢えて取り組まれているかなというふうに思っているところであります。以上です。

岡田委員長

はい、ありがとうございます。労使からそれぞれ意見を出していただきましたが、ここまでを踏まえて双方から何か追加で御意見はございますか。

芝池委員

はい、よろしいでしょうか。今御意見をいただいた中の、新たな事情があったのかということについてですが、これは今年新たな事情があったのではなくて、昨年度も一昨年度も和歌山県におきましては新設の取組をしているという中で、ひとつは先ほどオークワさんの話が出ましたが、例えば百貨店，総合スーパーであれば、オークワさんのように同じ企業の中に総合スーパーと食料品スーパーマーケットが混在しているということで、非常にややこしく分かりにくいというのは御指摘のとおりかと思います。

それを踏まえて今回は食料品スーパーマーケットも付けているので、オークワさんの中でそういう混乱は今回の新設ではなくなって、労働者側から見てもある程度分かりやすい形になっていくと思います。

ですから百貨店，総合スーパーは、今は埋没しているわけですが、これに食料品スーパーマーケットを新たに付けることでそういう混乱も是正され、我々が主張している食料品というところについて、よりカバーされるというところであります。

今あるものよりバージョンアップした形でさらに県民、労働者にとって分かりやすくなるのかなと思って取り組んでいます。

それと新たな事情ではなく、百貨店，総合スーパーの特賃が埋没している時点から言えることですが、長年続いている課題として、今、この流通業にとっては人の採用が難しいということがあります。

これは、これから先もかなり懸念される課題であるのは間違いないと思います。なぜならそういう年があったり、なかったりではなく、ここ近年ずっと続いており、有効求人倍率を見ても実際の現場の採用状況を見てもそうだからです。

和歌山におきましては、地賃審議の時にも隣接県の話が出ましたが、実際に大阪、奈良の方に人材が流出してしまっているという状況がこの業種においてもあります。人口減少の中において、さらに労働者が隣接県に流れてしまうと一度流れてしまったものが今度は賃金が低い方の地域で働こうといって戻ってくるのはなかな

か考えにくいと思います。
　ですから生活の基盤である産業であり人口問題も抱えている産業ですので、今のうち手を打っておくということが、やはり先を見据えた判断にもなるのかなと思っております。
　先を見据えながらこの産業を守っていく、そして県民の生活における利便性を守っていくという観点では、十分に意義があるのではないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

岡田委員長
　はい、ありがとうございます。使側は何かございますか。

児玉委員
　人の採用がより難しい状況ということについては、そのとおりだと思っておりますし、これから先も人口減少の中で労働力確保というのは難しいという状況については、我々も非常に懸念しているところであります。
　併せてその人材の流出ということについても、県内の大学が少しは増えてきましたけれども、大学進学で県外に出たあと戻ってこないというような状況もあるので、これについては色々な手を打って、就職フェアをして地元の企業を知っていただくとか、色んな取組をしているところであると思います。
　賃金の格差についてはここで議論する話ではないかと思いますが、これも生活費全体を含めた中でよく議論をしますが、収入だけではなくて支出の部分も含めた収支全体で見たり、通勤時間も含めたトータルで考えたときの和歌山の住みやすさというのをアピールしていく、そうすることで移住定住につながっている事例もたくさんございますので、そこはそんな議論になるのかと思います。
　先ほどのオークワさんの話についてですが、特定最賃と地賃の二つが同じ企業の中にあって、最低賃金が分かりにくいのではないかというのが最初の議論であり、百貨店，総合スーパーの特定最賃がまだ存在していた時の議論としては確かにそうだったのですが、令和４年に埋没した時点でその議論がもう成り立たなくなっています。埋没した時点でオークワさんの中での最低賃金は１本化されているわけであり、埋没して４年目になるかと思いますが、そういう状況でもう１回その議論をというのは、全くそのタイミングを失してしまっていると、令和３年までの議論であればそうなのかもしれないというところです。
　もう今や鉄鋼業だけが特賃ということになりますので、百貨店，総合スーパーの分野での分かりにくさというのは、今現在なくなっているということでありますので、残念ながら議論のタイミングとしては４年前にやっておけばというふうに思うところであります。以上です。

岡田委員長
　はい。ありがとうございます。
　公益の先生方からは何かございませんか。

（意見なし）

岡田委員長

わかりました。取り敢えず御意見を出していただきましたので、今後の進め方を公益で相談させていただければと思いますがよろしいでしょうか。

（公益委員協議）

岡田委員長

はい、では再開いたします。お待たせいたしました。公益で相談いたしまして二者間協議をしたいと思っております。

まず公労協議ということでお願いできればと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）
（公労個別協議）
（公使個別協議）

岡田委員長

それでは、（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の必要性の有無について、当委員会の意見の取りまとめを行いたいと思います。（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金については、２回にわたる小委員会で二者間協議も交えながら審議を進めてまいりましたが、労使の意見が一致しませんでしたので、必要性ありとの結論に達し得なかったということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

岡田委員長

では事務局は、報告書案の作成をお願いいたします。

事務局（岡本）

それでは作成いたしますので少々お待ちください。

（事務局が特別小委員会報告書案を作成）

岡田委員長

それでは、事務局は報告書案の配付をお願いします。

（事務局が各委員に特別小委員会報告書案を配付）

岡田委員長

では事務局は、報告書案の朗読をお願いします。

（事務局が特別小委員会報告書案を朗読する）

岡田委員長

ただいまの報告書案について、御意見等ございませんでしょうか。

（意見等なし）

岡田委員長

特に意見がないようですので、ただいまの報告書案が了承されたものとします。
事務局は報告書の写しを配付してください。

（事務局が特別小委員会報告書写しを配付）

岡田委員長

それでは、この報告書を、第５回本審に提出することにします。
続いて、議題２の「その他」ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

（意見等なし）

岡田委員長

では、事務局から今後の日程などについて説明をお願いします。

事務局（岡本）

はい、小委員会の御審議ありがとうございました。この後１１時半からの本審開催を御案内しておりますので、１１時半までお待ちいただければと思っております。
なお、本審終了後にその後の日程について、御相談させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

岡田委員長

はい、ありがとうございます。では小委員会の結果をもちまして今後鉄鋼業の専門部会において金額審議が行われるということになりますので、鉄鋼業の専門部会の委員の皆様にはよろしくお願いいたします。
本日の審議はこれで終了といたします。委員の皆様お疲れさまでした。